

# 児童手当現況届 記入例

現況届については、記載されている内容をご確認のうえ、記入例を参考に赤字の部分を入力し、認印を押印したものをご提出ください。

認印の押印をお願いします。  
提出日をご記入ください。

様式第6号(第4条関係)

## 児童手当・特例給付 現況届

フリガナ	カガミノ タロウ	提出年月日	令和2年 6 月 5 日	※受付確認年月日	
氏名	鏡野 太郎	職業	ア. 被用者(会社員等) イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者(自営業等)		
住所	708-0324 鏡野町竹田660番地	電話(風間連絡先)	090-1234-5678		
配偶者	フリガナ カガミノ ハナコ 氏名 鏡野 花子	職業	ア. 被用者(会社員等) イ. 公務員(勤務先) ウ. 被用者等でない者(自営業等)		
生年月日	昭和55年 6月20日	性別	男	配偶者の有無	有
氏名	鏡野 二郎	生年月日	平成17年 4月29日	同居別居	同居
住所	津山市山北520番地	生計関係	有	児童との関係で該当する場合に	有
氏名	鏡野 三郎	生年月日	平成19年 5月5日	同居別居	同居
住所	津山市山北520番地	生計関係	有	児童との関係で該当する場合に	有
氏名	鏡野 春美	生年月日	平成20年 8月13日	同居別居	同居
住所	津山市山北520番地	生計関係	有	児童との関係で該当する場合に	有
加入している公的年金制度の種別	ア. 厚生年金保険 オ. 国民年金 カ. その他	扶養親族等及び児童の数	4人	所得の有無	有
控除	医療費控除額 0円 小規模企業共済等掛金控除額 0円 障害者控除額 0円 寡婦・寡夫・勤労学生控除額 0円 児童手当法施行令第3条第1項による控除 80,000円	所得の状況	平成30年分所得額 2,920,000円	所得制限限度額	7,740,000円
※手当月額	3歳未満分 0円 3歳以上小学校修了前分 15,000円 中学生分 20,000円 計 35,000円	受付確認欄	<input type="checkbox"/> 保険証確認・添付 <input type="checkbox"/> その他添付資料	処理確認欄	<input type="checkbox"/> 資格確認 <input type="checkbox"/> 職業確認 変更あり・なし <input type="checkbox"/> 職業入力

職業については、以下のとおりとなります。  
ア. 被用者 … 会社員など雇用主に雇用されている方（公務員を除く厚生年金、各種共済の加入者。年金第2号被保険者。）  
イ. 公務員 … 国家公務員、地方公務員の方  
ウ. 被用者でない者 … 国民健康保険に加入している方、社会保険等の被保険者の扶養となっている方など（年金の第1号及び第3号保険者。）  
※国保組合（建設国保・医師国保・薬剤師国保など）に加入されている方で、年金の第2号保険者の方は「ア. 被用者」になります。  
※職業欄の添付資料として、受給者と配偶者の両方の健康保険証の写し(コピー)を必ず添付してください。

電話は固定電話、携帯電話のどちらでも構いませんが、日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。  
受給者について、上段に印字されている住所と令和2年1月1日時点の住所が異なる場合は、1月1日時点の住所を記入してください。  
配偶者について、上段の住所欄は、受給者の印字されている住所と異なる場合は記入してください。  
下段の令和2年1月1日時点の住所が上段の住所と異なる場合は、1月1日時点の住所を記入してください。

児童との続柄をご記入いただき、同居・別居の別、監護の有無、生計関係の該当する項目に○をつけてください。  
※「監護の有無」とは、児童手当の受給者が現況届に記載される対象児童を監督し、保護しているかを確認するものであり、監護していない児童の児童手当は支給できないため、ご注意ください。

児童と別居している場合は、児童が居住している住所を記入し、「別居監護申立書」を添付してください。  
※児童が町外に居住し、受給者と別居している場合も、住民票の添付は不要です。  
※児童手当の受給は中学校卒業までですが、18歳の未満の方は児童手当の算定要件(※)に含まれるため、別居している場合は、「別居監護申立書」が必要です。(記入例は、最終ページに掲載しています。)

受給者の方が加入している年金について、該当する年金に○をつけてください。  
(被用者はア・カ、非被用者はオ、公務員はイ・ウ・エになります。なお、カは各種共済などになります。)

(参考)  
「扶養親族等及び児童の数」欄は、児童手当受給者の所得税法に規定する控除対象配偶者や老人扶養・年少扶養などの扶養親族（施設入所等の児童を除く）の扶養親族等の人数を記載するもので、必ずしも世帯の人数とは一致しない場合があります。  
なお、扶養親族等の人数によって「所得制限限度額」の金額が変わります。  
「控除後の所得額」が「所得制限限度額」を超えると児童手当は特例給付の金額となり、児童手当の支給対象児童1人当たりの手当額は5000円となります。(所得制限限度額は、以下の表をご覧ください。)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得制限限度額(万円)	622.0	660.0	698.0	736.0	774.0	812.0
収入額の目安※(万円)	833.3	875.6	917.8	960.0	1002.1	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。  
(注) 1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老扶養親族1人につき6万円を加算した額。  
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

### この他、児童手当の受給要件や現況届の添付資料について、以下の内容もご確認ください。

- 児童手当の受給者は、対象児童を養育する父母の内、生計中心者(所得の高い方)が受給者となりますが、受給者が仕事等の理由により単身で海外に転出し、児童と配偶者が鏡野町内に同居している場合などは所得要件に関わらず、配偶者が受給者となることができます。(ただし、受給者が単身で県外へ転出する場合は、鏡野町に受給事由消滅届を提出し、転出先の市町村で認定請求を受けてください。なお、この場合、転出先の市町村に現況届を提出する際に「別居監護申立書」を提出する必要があります。)
- 受給者の内、配偶者がおられない方については、配偶者の健康保険証の写しの添付は不要です。
- 対象児童が海外に居住している場合は、原則として児童手当の支給対象にはなりません。ただし、児童が留学を理由に海外に住んでいて、以下の3つの要件の全てを満たしている場合は、例外として、その児童の分の手当を受け取る事ができます。  
①日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に3年を超えて住所を有していたこと。②教育を受けることを目的として海外に居住し、父母(または未成年後見人)と同居していないこと。③日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内であること。  
※その他、短期間留学して日本に帰国し、再び3年以内に留学する場合などは、上記①の要件を満たしてなくても、手当を受け取ることができます。この場合、「別居監護申立書」に居住地や留学先の学校名などを記載し、在学証明書などの対象児童の留学先が証明できる書類を添付してください。なお、在学証明書などが外国語で記載されている場合は、日本国内に居住する第三者の翻訳が必要です。